

介護老人保健施設とわだ 指定障害福祉サービス事業所
運営規程

社会福祉法人 みやぎ会

介護老人保健施設とわだ 障害福祉サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みやぎ会が設置する介護老人保健施設とわだ指定障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定居宅介護、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児・障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な障害福祉サービスの提供ができるよう努めるものとするとともに、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、法及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年厚生労働省令第58号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設とわだ

(2) 所在地 青森県十和田市大字洞内字長田60番の6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名 (常勤職員)

サービス提供責任者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する障害福祉サービスの利用申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 6名 (常勤職員 6人)

ただし、業務の状況に応じて増減できるものとする。従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき障害福祉サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第7条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児 (18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(4) 精神障害者 (18歳未満の者を含む)

(事業の内容)

第8条 この事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 衣類着脱の介護

- ④入浴の介護
 - ⑤身体の清拭、洗髪
 - ⑥通院等の介助（(3)の事業として実施する通院等の介助を除く。）
 - ⑦その他必要な身体の介護
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助
通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援する。
- (4) 家事援助に関する内容
- ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居等の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買物
 - ⑤関係機関との連絡
 - ⑥その他必要な家事
- (5) 日常生活支援に関する内容
日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等の支援）を行う。
- (6) 重度訪問介護に関する内容
重度の肢体不自由で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
(2) から (6) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護又は指定重度訪問介護を提供した際には、支給決定障害者等から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護又は指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道30km以上の場合、1日につき200円

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、

当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者が同一月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は当該障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、十和田市及び七戸町、東北町、六戸町とする。

(緊急時及び事故発生等における対処方法)

第12条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した指定居宅介護又は指定重度訪問介護に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護又は指定重度訪問介護に関し、法に定めるところにより市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

- 第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供
する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第 15 条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- （1）採用時研修 採用後 1 月以内に実施する。
 - （2）継続研修 年 2 回以上実施する。
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、提供した日から 5 年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みやぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日改定